



平成25年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

科学研究費補助金（奨励研究）

平成24年10月1日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jsp.go.jp/>)

平成25年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）公募要領

はじめに

本公募要領は、平成25年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）「奨励研究」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、「Ⅰ 公募の内容」、「Ⅱ 応募書類の提出等」、「Ⅲ 審査等」により構成しています。

今回の公募は、できるだけ早く研究者が研究を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成25年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

I 公募の内容

1 目的

奨励研究は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が**一人で行う研究**で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し、奨励することを目的とするものです。

2 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象とします。

3 応募資格

応募資格は、応募時点において、次のいずれかに該当することです。

- (1) 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員及び教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員
- (2) 企業の職員
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる者以外の者で、学術の振興に寄与する研究（科学研究）を行っている者

ただし、(1)、(2)及び(3)に該当する場合であっても、次の者は応募することができません。

- ① 生徒及び学部学生・大学院生（社会人学生を除く）
- ② 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が公募する他の科学研究費助成事業〈基盤研究、若手研究等〉（以下、「科研費」という。）の応募資格を有する者
- ③ 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、「その交付の対象としないこと」とされている者

(参考)

上記②の応募資格を有する者とは、次の①及び②の要件を満たす者並びに日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」をいいます。

（「平成25年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領」抜粋）

- | |
|---|
| ① 応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること |
|---|

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
 - イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
 - ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）
- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

※ 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関のことです。

研究機関に所属している者は、必ず、所属する研究機関の科研費担当者に対し、「奨励研究」の応募資格の有無を確認してください。

（注）科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

4 応募経費（金額）

応募できる経費は、研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象としますが、次の事項に注意してください。

- (1) 応募できる金額は、**10万円以上100万円以下**とします。
- (2) 研究計画の遂行に必要な経費であっても、**次の経費は対象となりません。**

- ① 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者の人件費・謝金

その他、**研究に直接関係のない経費（例えば、酒・煙草等）も対象とはなりません。**

5 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ① 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ③ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- ④ 業として行う受託研究
- ⑤ 研究経費の額が**10万円未満**の研究計画

6 研究期間

1年

7 科研費の管理・諸手続

科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関（別紙1参照）に所属している者は、科研費に係る諸手続・管理の委任を当該所属研究機関に依頼しなければなりませんので、該当者は別紙2「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（依頼）」を用いて、所属する研究機関に対して委任依頼の手続きを行ってください。

- (1) 所属する研究機関が委任の依頼を承諾した場合には、科研費に係る諸手続・管理は当該研究機関が行うこととなりますので、該当する研究者は、応募書類を当該研究機関に提出してください。
- (2) なお、所属研究機関が委任の依頼を承諾しなかった場合には、科研費に係る諸手続・管理は研究者個人が行うこととなりますので、応募書類を日本学術振興会に直接提出してください。

8 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、科研費の不正な使用等（公募要領P3～P4参照）を行わないことを確認します。

「各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）」により管理を行うこととなりますが、この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出については納品検査を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

9 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用。以下同じ。）を行った研究者等については、①から⑦のとおり、一定期間、科研費を交付しないこととしています。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

- ① 不正使用（※1）を行った研究者の場合は、科研費の返還命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内
- ② ①における不正使用を共謀した研究者は、①と同一の期間
- ③ 故意又は重大な過失にはあたらないが、科研費の他の用途への使用又は科研費の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用を行った研究者の場合は、科研費の返還命令があった年度の翌年度以降2年間
- ④ ①又は③に該当する研究代表者又は研究分担者と共同して交付決定取消事業（※2）を行った研究代表者又は研究分担者の場合、補助金の返還命令があった年度の翌1年間（新規の研究課題のみ対象）
- ⑤ ①に該当する連携研究者や研究協力者が参画した交付決定取消事業（※2）の研究代表者又は研究分担者の場合、補助金の返還命令があった年度の翌1年間（新規の研究課題のみ対象）
- ⑥ 不正に科研費を受給した研究者の場合（共謀した者を含む）、科研費の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
- ⑦ 不正行為があったと認定された研究者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）の場合、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内

※1 「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失による科研費の他の用途への使用又は科研費の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用をいいます。

※2 「交付決定取消事業」とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第17条第1項の規定により科研費の交付の決定が取り消された事業をいいます。

(注) 最近の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。

注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究上の不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

10 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

11 応募から交付までのスケジュール

平成24年10月1日	公募
12月7日	応募書類提出締切日
平成24年12月～	
平成25年3月	審査
4月上旬	交付内定
4月下旬	交付申請
6月中旬	交付決定
6月下旬	補助金の送金

12 注意事項

- (1) 一人の研究者が応募できる研究課題数は、1課題に限ります。
- (2) 研究課題の応募に当たり、法令、告示、通知及び所属機関等で定めた規程等により、承認・届出・確認等が必要な場合においては、所定の手続きを行わなければなりません。
- (3) 研究課題が採択された者であっても、応募資格を喪失した者については、補助金の交付を行いません。

II 応募書類の提出等

1 応募書類の提出方法

(1) 提出する応募書類

① 応募者全員が必ず提出する書類

- ・ 研究計画調書 …………… **3部** (正本1部 副本2部※)
※副本は、1部はクリップでとめ、1部はのりづけして提出する。
- ・ 応募カード …………… **1部**

② 所属する研究機関が委任の依頼を承諾しなかった者のみ提出する書類

- ・ 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(奨励研究)に係る応募等の諸手続及び管理の委任について(回答)の写し …………… **1部**

応募書類については、所定の様式により作成してください。様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

(2) 提出方法

< 応募書類を持参する場合 >

応募書類を持参する場合は、次の提出期間内に所定の受付場所に提出してください。なお、応募書類の提出は1回に限ります。

(応募書類の提出を行う研究機関においては、応募するすべての研究課題を取りまとめた上で、一括して提出してください。一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。)

【提出期間】

平成24年12月5日(水)～12月7日(金)

午前9時30分～正午 及び 午後1時～午後5時【時間厳守】

【受付場所】

独立行政法人日本学術振興会 一番町事務室 5階会議室

(住友一番町F Sビル内)

所在地 東京都千代田区一番町8番地(住友一番町F Sビル)

(※公募要領P7の地図を参照してください。)

< 応募書類を送付する場合 >

応募書類を送付する場合は配達証明が可能な方法(特定記録、小包、簡易書留、宅配便等)により、**平成24年12月5日(水)～12月7日(金)に到着するように、余裕を持って発送してください。(封筒等の表には「科学研究費補助金(奨励研究)計画調書在中」と朱書きしてください。)**

なお、送付された応募書類のうち、平成24年12月6日(木)までに発送したことが証明できる場合に限り、12月10日(月)に到着したものまで受理します。

また、応募書類の提出は1回に限ります。

(応募書類の提出を行う研究機関においては、応募するすべての研究課題を取りまとめた上で、一括して提出してください。一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。)

【郵便等送付先】

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地(住友一番町F Sビル)

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課
「科学研究費補助金(奨励研究)」応募受付担当

(3) 留意事項

応募書類の作成・提出に際しては次の点に留意してください。

- ① 応募書類は、「研究計画調書作成・記入要領」及び「応募カード作成・記入要領」に基づいて作成してください。
- ② 研究機関に所属する者のうち、研究機関が管理の委任の依頼を承諾しない旨の回答があった者については、「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（回答）」の写しを必ず添付してください。
- ③ 応募書類の提出・受付後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。
- ④ 提出した応募書類の写を保管しておかなければなりません。

III 審査等

1 審査

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。

「奨励研究」は、人文・社会、理工、生物の3つの分野別の審査会における合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。

2 審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」）は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）に掲載しています。

3 審査結果の通知

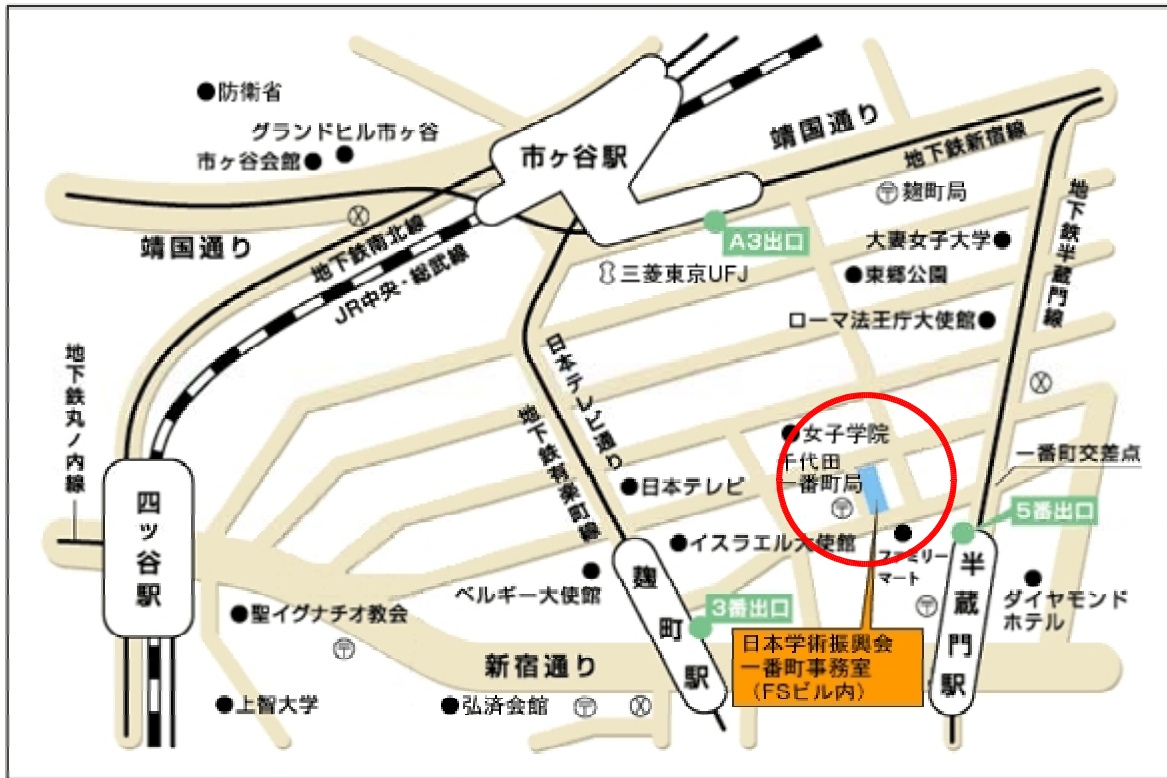
審査の結果に基づく採択・不採択については、応募者に文書で通知します。（研究機関を通じて応募があった場合は、研究機関を通じて通知します。4月上旬予定。）
また、採択されなかった場合には、書面審査の専門分野におけるおおよその順位等について日本学術振興会科学研究費委員会から開示する予定です。（6月中旬予定。）

4 個人情報の取り扱い

応募書類に含まれる個人情報は、科学研究費助成事業の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により公開します。

応 募 書 類 受 付 会 場 案 内 図

＜受付会場＞ 独立行政法人日本学術振興会 一番町事務室 5階会議室
 (住友一番町FSビル内) (予定)



(東京駅—半蔵門駅経路) 東京駅 — 東京メトロ丸ノ内線 — 大手町 — 東京メトロ半蔵門線 — 半蔵門駅



【問い合わせ先】

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課 奨励研究係
 電話 03-3263-0976, 0980, 1041

この公募要領に記載されている内容は、日本学術振興会のホームページでご覧いただけます。

また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会(JSPS)の科学研究費助成事業ホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

【参考】

○科研費ロゴタイプについて

科学研究費助成事業について広く社会に伝え、より一層の国民からの理解を得ることを目的として、科学研究費助成事業ロゴタイプ（科研費ロゴ）を作成しました。

科研費ロゴについては、文部科学省科研費ホームページ及び日本学術振興会科研費ホームページで公開していますので、科研費による研究成果をホームページ等で公開する際、学会やシンポジウム等で研究成果を発表する際、報道機関向けに研究成果を発表する際などに、積極的に使用していただくようお願いします。

科研費ロゴタイプ



文部科学省科研費ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1321563.htm

日本学術振興会科研費ホームページ

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_120612/index.html

科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 3 月 30 日 文部省告示第 110 号）における研究機関一覧

平成 24 年 9 月 30 日現在

1 大学・短期大学（1, 155 機関）

（個別名称は省略）

2 大学共同利用機関（20 機関）

国立歴史民俗博物館
統計数理研究所
国文学研究資料館
国立極地研究所
国立情報学研究所
国立天文台
大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立国語研究所
国立遺伝学研究所
核融合科学研究所
分子科学研究所
基礎生物学研究所
生理学研究所
国際日本文化研究センター
総合地球環境学研究所
国立民族学博物館
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
大学共同利用機関法人自然科学研究機構（共通施設）
大学共同利用機関法人人間文化研究機構本部
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（新領域融合研究センター及びライフサイエンス統合データベースセンター）
大学共同利用機関法人自然科学研究機構（新分野創成センター）

3 文部科学省の施設等機関（2 機関）

国立教育政策研究所
文部科学省科学技術政策研究所

4 高等専門学校（57 機関）

（個別名称は省略）

5 文部科学大臣が指定する機関（522 機関）**(1) 第 2 条第 1 項第 4 号の研究機関****1. 国の設置する研究所その他の機関（15 機関）**

気象庁気象研究所
国土技術政策総合研究所
国土地理院（地理地殻活動研究センター）
国立障害者リハビリテーションセンター（研究所）
防衛医科大学校（医学教育部医学科進学課程及び専門課程、動物実験施設、共同利用研究施設、病院並びに防衛医学研究センター）
科学警察研究所
国立医薬品食品衛生研究所
国立保健医療科学院
国立感染症研究所
農林水産省農林水産政策研究所
国立社会保障・人口問題研究所
総務省消防庁消防大学校（消防研究センター）
防衛大学校（総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工学群）
海上保安大学校（国際海洋政策研究センター）
国立水俣病総合研究センター

2. 地方公共団体の設置する研究所その他の機関（120 機関）

北海道開拓記念館
北海道立衛生研究所
伊達市噴火湾文化研究所
岩手県環境保健研究センター
秋田県農林水産部（農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び森林技術センター）
秋田県立脳血管研究センター（研究局）
秋田県産業技術センター
秋田県健康環境センター
秋田県総合食品研究センター
山形県森林研究研修センター
福島県ハイテクプラザ
ミュージアムパーク茨城県自然博物館
栃木県立美術館
群馬県立ぐんま天文台

群馬県衛生環境研究所
群馬県水産試験場
群馬県立自然史博物館
群馬県立産業技術センター
群馬県繊維工業試験場
埼玉県立がんセンター（臨床腫瘍研究所）
埼玉県環境科学国際センター
千葉県立中央博物館
千葉県がんセンター（研究所）
千葉県衛生研究所
東京都立駒込病院（臨床研究室）
東京都立小児総合医療センター（臨床研究部）
横須賀市自然・人文博物館
神奈川県立歴史博物館
神奈川県立生命の星・地球博物館
神奈川県衛生研究所
神奈川県立近代美術館
神奈川県温泉地学研究所
神奈川県産業技術センター
神奈川県立金沢文庫
神奈川県自然環境保全センター
神奈川県農業技術センター
神奈川県立国際言語文化アカデミア
新潟県立歴史博物館
富山県衛生研究所
富山市科学博物館
富山県環境科学センター
富山県工業技術センター
富山県薬事研究所
富山県農林水産総合技術センター（農業研究所、森林研究所及び木材研究所）
石川県農林総合研究センター（林業試験場）
福井県雪対策・建設技術研究所
山梨県環境科学研究所
山梨県森林総合研究所
山梨県立博物館
長野県林業総合センター
長野県工科短期大学校
飯田市歴史研究所
岐阜県保健環境研究所
岐阜県河川環境研究所
岐阜県森林研究所
岐阜県情報技術研究所
岐阜県工業技術研究所
岐阜県畜産研究所
岐阜県農業技術センター
静岡県立静岡がんセンター（研究所）

静岡県農林技術研究所
静岡県環境衛生科学研究所
独立行政法人国立病院機構静岡医療センター（臨床研究部）
静岡県工業技術研究所
愛知県がんセンター（研究所）
愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所
愛知県衛生研究所
名古屋市工業研究所
滋賀県琵琶湖環境科学研究所センター
滋賀県立琵琶湖博物館
滋賀県立成人病センター（研究所）
滋賀県農業技術振興センター
京都府保健環境研究所
京都府農林水産技術センター生物資源研究センター
京都府農林水産技術センター農林センター森林技術センター
大阪市立自然史博物館
大阪府教育センター
大阪市立環境科学研究所
大阪府立公衆衛生研究所
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（環境情報部、環境研究部、食の安全研究部及び水産研究部）
地方独立行政法人 大阪府立産業技術総合研究所
兵庫県立人と自然の博物館
神戸市環境保健研究所
兵庫県立福祉のまちづくり研究所
兵庫県立農林水産技術総合センター
兵庫県立工業技術センター
兵庫県立健康生活科学研究所（健康科学研究センター）
奈良県立橿原考古学研究所
奈良県農業総合センター
奈良県森林技術センター
橿原市昆虫館
和歌山県農林水産部（農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、林業試験場及び水産試験場）
鳥取県農林水産部農林総合研究所林業試験場
島根県産業技術センター
岡山県農林水産総合センター生物科学研究所
岡山光量子科学研究所
岡山県農林水産総合センター（農業研究所）
広島県保健環境センター
山口県農林総合技術センター
徳島県立博物館

徳島県立農林水産総合技術支援センター(試験研究部)
香川県水産試験場
愛媛県農林水産研究所
高知県立森林技術センター
北九州市立自然史・歴史博物館
福岡県工業技術センター
福岡県保健環境研究所
福岡県立アジア文化交流センター
福岡県農業総合試験場
九州歴史資料館
福岡県森林林業技術センター
福岡市美術館
福岡県水産海洋技術センター
佐賀県窯業技術センター
佐賀県工業技術センター
佐賀県有明水産振興センター(ノリ研究担当及び資源研究担当)
熊本県産業技術センター(ものづくり室、材料・地域資源室、食品加工室)
大分県立歴史博物館
宮崎県木材利用技術センター
沖縄県農業研究センター

3. 特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関(114 機関)

独立行政法人国立病院機構函館病院(臨床研究部)
独立行政法人北海道立総合研究機構
独立行政法人国立病院機構北海道医療センター(臨床研究部)
独立行政法人青森県産業技術センター
独立行政法人国立病院機構(花巻病院臨床研究部)
独立行政法人岩手県工業技術センター
独立行政法人国立病院機構(仙台医療センター臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(宮城病院臨床研究部)
独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター(研究所)
独立行政法人国立病院機構西多賀病院(臨床研究部)
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人建築研究所
独立行政法人土木研究所
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター(臨床研究部)
日本中央競馬会競走馬総合研究所
独立行政法人理化学研究所
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立病院機構(千葉東病院臨床研究センター)
独立行政法人国立大学財務・経営センター
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所
独立行政法人国立病院機構 下志津病院(臨床研究部)
独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館
独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所
独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館
独立行政法人国立美術館国立西洋美術館
独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人国立病院機構(東京医療センター臨床研究センター)
独立行政法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人国立病院機構村山医療センター(臨床研究センター)

独立行政法人国立病院機構災害医療センター(臨床研究部)
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(東京都健康長寿医療センター研究所)
独立行政法人国立病院機構東京病院(臨床研究部)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人海洋研究開発機構
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人国立病院機構(相模原病院臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構(久里浜アルコール症センター臨床研究部)
地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県がんセンター(臨床研究所)
独立行政法人国立病院機構(金沢医療センター臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(静岡・てんかん神経医療センター臨床研究部)
独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人国立病院機構(名古屋医療センター臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構東名古屋病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構三重病院(臨床研究部)
独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館
独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館
独立行政法人国立病院機構(宇多野病院臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(京都医療センター臨床研究センター)
独立行政法人国立循環器病研究センター
地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立母子保健総合医療センター(研究所)
地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター(研究所)
独立行政法人国立美術館国立国際美術館
独立行政法人国立病院機構(近畿中央胸部疾患センター臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター(臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構(大阪南医療センター臨床研究部)
独立行政法人医薬基盤研究所

地方独立行政法人大阪市立工業研究所
独立行政法人国立病院機構刀根山病院(臨床研究部)
独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
独立行政法人国立病院機構松江医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(南岡山医療センター臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構岡山医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(呉医療センター臨床研究部)
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター(臨床研究部)
独立行政法人水産大学校
独立行政法人国立病院機構徳島病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(善通寺病院臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構香川小児病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構四国がんセンター(臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構愛媛病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(九州がんセンター臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構九州医療センター(臨床研究センター)
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館
独立行政法人国立病院機構福岡病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター(臨床研究部)
独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター(研究部)
独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(長崎医療センター臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構熊本医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構都城病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター(臨床研究部)

4. 国際連合大学の研究所若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関（2 機関）

国際連合大学サステナビリティと平和研究所
国際連合大学高等研究所

5. 一般社団法人若しくは一般財団法人（185 機関）

公益財団法人電磁材料研究所
公益財団法人国際科学振興財団
財団法人特殊無機材料研究所
財団法人脳血管研究所
財団法人日本蛇族学術研究所
財団法人動物繁殖研究所
財団法人化学療法研究会
財団法人日本園芸生産研究所
財団法人野田産業科学研究所
財団法人額田医学生物学研究所
財団法人古代オリエント博物館
公益財団法人がん研究会
財団法人建設技術研究所
財団法人河野臨床医学研究所
財団法人小林理学研究所
公益財団法人佐々木研究所
公益財団法人実験動物中央研究所
公益財団法人政治経済研究所
財団法人大日本蚕糸会
財団法人田中教育研究所
財団法人東洋文庫
公益財団法人徳川黎明会
一般財団法人日本経済研究所
一般財団法人日本生物科学研究所
財団法人日本農業研究所
公益財団法人山階鳥類研究所
財団法人溶接研究所
公益財団法人三井文庫
財団法人目黒寄生虫館
財団法人野間教育研究所
財団法人応用光学研究所
財団法人乙卯研究所
財団法人科学技術振興会
財団法人教育調査研究所
公益財団法人 研医会
財団法人小峰研究所
財団法人溶接接合工学振興会

財団法人三康文化研究所
財団法人史料調査会
財団法人心臓血管研究所
財団法人ソ連問題研究会
財団法人電磁応用研究所
公益財団法人中村元東方研究所
財団法人東洋哲学研究所
財団法人ドイツ語学文学振興会
一般財団法人日本色彩研究所
財団法人日本美容医学研究会
公益財団法人野口研究所
公益財団法人深田地質研究所
財団法人柳工業デザイン研究会
財団法人日本統計協会
財団法人日本学協会
公益財団法人冲中記念成人病研究所
一般財団法人能力開発工学センター
財団法人進化生物学研究所
財団法人大倉精神文化研究所
公益財団法人労働科学研究所
公益財団法人微生物化学研究会
社団法人中日文化研究所
財団法人自然史科学研究所
財団法人教科書研究センター
財団法人中近東文化センター
財団法人国際メディア研究財団
財団法人応用生化学研究所
財団法人日本モンキーセンター
公益財団法人豊田理化学研究所
公益財団法人名古屋産業科学研究所
公益財団法人応用科学研究所
財団法人生産開発科学研究所
社団法人部落問題研究所
財団法人古代学協会
財団法人総合経済研究所
公益財団法人体質研究会
公益財団法人田附興風会
財団法人日独文化研究所
財団法人日本真珠研究所
財団法人衣笠会
財団法人防災研究協会
財団法人建築研究協会
一般財団法人地球システム総合研究所
財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター
財団法人国際高等研究所
公益財団法人世界人権問題研究センター
財団法人災害科学研究所

一般財団法人アジア太平洋研究所
財団法人高分子研究所
財団法人石神記念医学研究所
公益財団法人サントリー生命科学財団
財団法人蛋白質研究奨励会
財団法人阪大微生物病研究会
公益財団法人大阪バイオサイエンス研究所
公益財団法人レーザー技術総合研究所
財団法人建設工学研究所
公益財団法人東洋食品研究所
財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所
財団法人日本きのこセンター
財団法人日本産業科学研究所
財団法人九州経済調査協会
公益財団法人国際東アジア研究センター
一般財団法人ファジィシステム研究所
財団法人服部植物研究所
公益財団法人函館地域産業振興財団(北海道立工業技術センター)
公益財団法人岩手生物工学研究センター
財団法人山形県産業技術振興機構
財団法人脳神経疾患研究所
一般財団法人総合科学研究機構(総合科学研究センター(研究室)及び東海事業センター(利用研究促進部))
公益財団法人かずさDNA研究所
一般財団法人川村理化学研究所
財団法人日本分析センター
公益財団法人東京都医学総合研究所
財団法人統計研究会
財団法人日本進路指導協会
財団法人日本水路協会(海洋情報研究センター)
財団法人大学基準協会(大学評価・研究部)
一般財団法人電力中央研究所
財団法人神経研究所
一般財団法人平和・安全保障研究所
公益財団法人出光美術館
財団法人切手の博物館
一般財団法人計量計画研究所
公益財団法人国際超電導産業技術研究センター(超電導工学研究所)
公益財団法人朝日生命成人病研究所
財団法人未来工学研究所
公益財団法人鉄道総合技術研究所
一般財団法人日本自動車研究所
社団法人日本建設業経営協会中央技術研究所
公益財団法人統計情報研究開発センター

公益財団法人明治安田厚生事業団体力医学研究所
一般財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所
財団法人学習ソフトウェア情報研究センター
一般財団法人公園財団(公園管理運営研究所)
公益財団法人地震予知総合研究振興会
公益財団法人家計経済研究所
財団法人林業経済研究所
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(研究部)
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
財団法人都市緑化機構
公益財団法人海洋生物環境研究所
公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会(医療経済研究機構(研究部))
公益財団法人ライオン歯科衛生研究所(研究部研究開発室)
公益財団法人日本証券経済研究所(調査研究部及び大阪研究所)
一般財団法人人文情報学研究所
公益財団法人日本心臓血圧研究振興会(臨床研究施設・研究部門)
財団法人河川環境管理財団(河川環境総合研究所)
財団法人農政調査委員会
公益財団法人世界平和研究所
財団法人神奈川科学技術アカデミー
財団法人地球環境戦略研究機関
公益財団法人相模中央化学研究所
財団法人食品薬品安全センター秦野研究所
財団法人北里環境科学センター(研究部)
財団法人日本環境衛生センターアジア大気汚染研究センター
公益財団法人環日本海経済研究所(調査研究部)
公益財団法人花と緑の銀行
財団法人立山カルデラ砂防博物館
財団法人若狭湾エネルギー研究センター
財団法人エム・オー・エー美術・文化財団(学芸部)
一般財団法人ファインセラミックスセンター
公益財団法人豊田都市交通研究所
財団法人京都高度技術研究所
公益財団法人地球環境産業技術研究機構
公益財団法人泉屋博古館
公益財団法人京都服飾文化研究財団
公益財団法人大阪市博物館協会
財団法人大阪国際児童文学館
公益財団法人大和文華館
一般財団法人地域地盤環境研究所

財団法人大阪府保健医療財団大阪がん循環器病予防センター（予防推進部・循環器病予防健診部・健康開発部）

一般財団法人日本建築総合試験所（試験研究センター）

社団法人部落解放・人権研究所（企画・研究部）

公益財団法人高輝度光科学研究センター

公益財団法人先端医療振興財団

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構

財団法人黒川古文化研究所

財団法人ひょうご環境創造協会（兵庫県環境研究センター）

公益財団法人神戸国際医療交流財団

財団法人元興寺文化財研究所

公益財団法人動物臨床医学研究所（臨床部、研究部、学術部、検査部及び飼畜部）

財団法人岡山セラミックス技術振興財団

公益財団法人放射線影響研究所

公益財団法人高知県牧野記念財団

財団法人九州先端科学技術研究所

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター九州シンクロトロン光研究センター

公益財団法人鹿児島市水族館公社

計 436 機関

(2) 第2条第8項の研究機関

医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院附属臨床研究センター

ディナベック株式会社

日本電気株式会社中央研究所グリーンイノベーション研究所

日本工営株式会社中央研究所

五洋建設株式会社（技術研究所）

株式会社数理設計研究所

株式会社KDDI研究所

新日本製鐵株式會社技術開発本部

株式会社竹中工務店 技術研究所

飛島建設株式会社技術研究所

株式会社アミンファーマ研究所

株式会社アトックス技術開発センター（技術開発部）

株式会社三菱化学科学技術研究センター

三菱電機株式会社開発本部

鹿島建設株式会社（技術研究所）

清水建設株式会社技術研究所

株式会社ベネッセコーポレーションベネッセ教育研究開発センター

株式会社大林組技術研究所

株式会社フューエンス

株式会社エスアールエル

株式会社日立製作所（研究開発本部）

次世代モバイル用表示材料技術研究組合（研究部）

社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター

浄土宗総合研究所

株式会社医薬分子設計研究所

株式会社ステリック再生医科学研究所

株式会社間組（技術研究所）

ケミカルグラウト株式会社（技術本部技術開発部）

高砂熱学工業株式会社（総合研究所）

株式会社PHP研究所

株式会社ポピンズコーポレーション（ポピンズ国際乳幼児教育研究所）

気相成長株式会社（CVD研究部及び合成研究部）

株式会社SRA（先端技術研究所）

株式会社ヤクルト本社中央研究所（基礎研究一部及び微生物資源研究部）

株式会社I I Jイノベーションインスティテュート（技術研究所）

特定非営利活動法人環境防災総合政策研究機構環境・防災研究所

株式会社長谷工コーポレーション（技術推進部門技術研究所）

株式会社三井造船昭島研究所

株式会社ペルセウスプロテオミクス（研究開発部）

株式会社アート研究所（刑事司法事業部研究開発部）

特定非営利活動法人日本スペースガード協会（スペースガード研究センター）

日本ビーシージー製造株式会社（日本BCG研究所）

古河電気工業株式会社研究開発本部横浜研究所

大成建設株式会社技術センター

日本電信電話株式会社NTT物性科学基礎研究所

株式会社東芝研究開発センター

日本製粉株式会社中央研究所

株式会社富士通研究所

チッソ株式会社横浜研究所

東亜建設工業株式会社技術研究開発センター

バイオフィリア研究所有限会社

有限会社環境資源システム総合研究所

特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構

特定非営利活動法人 横浜ライフサイエンス研究機構
株式会社メディネット（先端医科学研究所）
東急建設株式会社（技術研究所）
株式会社インテリジェントセンサーテクノロジー
（研究開発部）
株式会社プラズマ理工学研究所
株式会社シミックバイオリサーチセンター
帝人デュポンフィルム株式会社フィルム技術研究所
浜松ホトニクス株式会社
株式会社豊田中央研究所
医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所
株式会社コンポン研究所
株式会社国際電気通信基礎技術研究所
株式会社島津製作所
有限会社ミネルバライトラボ
日本電信電話株式会社NTTコミュニケーション
科学基礎研究所
オムロン株式会社技術本部
特定非営利活動法人アイシーエル
株式会社吉田生物研究所（バイオ情報研究部門）
特定非営利活動法人量子化学研究協会
特定非営利活動法人市民活動情報センター
株式会社カルディオ
株式会社生命誌研究館
アンジェスMG株式会社
社会医療法人大道会森之宮病院
株式会社ペプチド研究所（研究部、薬理室）
有限会社自然医科学研究所(実証システム国際研究
センター)
株式会社神戸製鋼所技術開発本部
イマジニアリング株式会社（研究開発部）
関西電力株式会社研究開発室電力技術研究所
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団兵庫県立リハビリ
テーション中央病院(子どもの睡眠と発達医療センター)
株式会社林原類人猿研究センター
特定非営利活動法人社会理論・動態研究所
九州電力株式会社（総合研究所）

計 86 機関

1,756 機関

平成 年 月 日

研究機関の長 殿

所属部局・職

研究代表者氏名

印

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る
応募等の諸手続及び管理の委任について（依頼）

私は、独立行政法人日本学術振興会が公募する平成25年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に応募を予定しています。

ついては、貴殿に独立行政法人日本学術振興会への応募等の諸手続及び交付を受けた場合の補助金の管理の委任を依頼しますので、承諾願います。

(参考)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領
(平成15年10月7日規程第17号)

改正 平成16年4月14日規程第9号
改正 平成16年9月10日規程第14号
改正 平成17年2月2日規程第1号
改正 平成17年4月7日規程第7号
改正 平成18年4月14日規程第9号
改正 平成19年4月2日規程第12号
改正 平成20年6月10日規程第9号
改正 平成22年4月19日規程第6号
改正 平成22年9月7日規程第21号
改正 平成23年4月25日規程第18号
改正 平成23年4月28日規程第20号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第18条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第16条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、交付要綱第3条に規定する以下のものをいう。

一 科学研究費のうち次に係るもの

- イ 特別推進研究
- ロ 基盤研究
- ハ 挑戦的萌芽研究
- ニ 若手研究
- ホ 研究活動スタート支援
- ヘ 奨励研究

二 特別研究員奨励費

- 三 学術創成研究費
 - 四 研究成果公開促進費（研究成果公开发表に係るものを除く。）
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 8 この取扱要領において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（補助金の交付の対象）

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第7条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年間
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌1年間
 - 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
 - 六 不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。） 当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、既に交付を受けている事業と第7条第1項に規定する計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。
- 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反して基金助成金の使用を行った補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定が取消された事業（以下「交付決定取消助成事業」という。）を行った研究代表者若しくは研究分担者（前号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者

が参画した交付決定取消助成事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消助成事業の研究代表者若しくは研究分担者

五 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

六 不正行為があったと認定された者

3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者

二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

四 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員

ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

- 一 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
 - 二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと
 - 三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと
 - 四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面

を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第16条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第13条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書又は独立行政法人科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第16条第1項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(経理の調査)

第18条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第20条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第21条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。
- 3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第22条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。

2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。

2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年規程第9号）

- 1 この規程は、平成20年6月10日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第5条第1項第1号及び第3号の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第5条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第5条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22年規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成22年規程第21号）

この規程は、平成22年9月7日から適用する。

附則（平成23年規程第18号）

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成23年規程第20号）

この規程は、平成23年4月28日から適用する。